

生命保険会社の平成18年度決算(速報)の概要
(全38社ベース)

(単位:億円、%)

	16年度 (17年3月期)		17年度 (18年3月期)		18年度 (19年3月期)	
		増減率		増減率		増減率
基礎収益	346,428	0.1	382,124	10.3	357,411	▲ 6.5
保険料等収入	278,608	5.6	291,005	4.4	285,028	▲ 2.1
資産運用収益	44,831	▲ 14.0	69,051	54.0	56,507	▲ 18.2
基礎費用	321,871	▲ 0.7	355,423	10.4	328,480	▲ 7.6
保険金等支払金	213,461	▲ 12.0	203,362	▲ 4.7	189,774	▲ 6.7
資産運用費用	3,297	▲ 10.7	2,678	▲ 18.8	2,988	11.6
事業費	35,679	▲ 0.1	36,459	2.2	37,146	1.9
基礎利益	24,556	6.3	26,701	8.7	28,931	8.4
キャピタル損益	▲ 905	65.4	66	-	▲ 938	-
臨時損益	▲ 7,719	▲ 43.4	▲ 8,737	▲ 13.2	▲ 10,446	▲ 19.6
危険準備金繰入額	6,598	48.5	7,572	14.8	6,681	▲ 11.8
経常利益	15,931	5.5	18,029	13.2	17,546	▲ 2.7
特別損益	▲ 4,303	▲ 19.2	▲ 5,277	▲ 22.6	▲ 1,509	71.4
価格変動準備金繰入額	2,368	▲ 21.8	2,031	▲ 14.3	1,410	▲ 30.6
当期純剰余(当期純利益)	8,695	28.3	9,255	6.4	11,677	26.2
総資産	1,915,230	3.9	2,098,791	9.6	2,202,170	4.9
有価証券含み損益	90,902	24.4	159,560	75.5	182,855	14.6
公表逆ざや額	10,485	▲ 7.5	8,286	▲ 21.8	5,092	▲ 38.5

(単位:%,ポイント)

ソルベンシー・マージン比率	921.4	79.9	1,133.4	212.0	1,236.6	103.2
---------------	-------	------	---------	-------	---------	-------

(注1)逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金残高

(注2)増減率が「-」の箇所は、前年度が負値で今年度が正值、あるいは前年度が正值で今年度が負値のもの。

(注3)ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	98	▲ 7.5	89	▲ 9.4	76	▲ 14.0
解約失効高(兆円)	98	▲ 18.7	91	▲ 8.0	82	▲ 9.3
保有契約高(兆円)	1,186	▲ 2.9	1,150	▲ 3.0	1,112	▲ 3.4
年換算保険料(億円)						
新契約ベース (注4)	17,250	7.5	22,492	12.9	24,783	10.2
うち第三分野 (注5)	5,564	4.1	5,759	3.7	4,859	▲ 15.6
保有契約ベース (注6)	171,037	0.3	186,165	1.9	194,220	4.3
うち第三分野 (注7)	41,420	4.5	43,747	5.6	44,869	2.6

(注4)算出会社(16年度:34社、17・18年度:38社)の合計額。

(注5)算出会社(16年度:36社、17・18年度:36社)の合計額。

(注6)算出会社(16年度:34社、17・18年度:38社)の合計額。

(注7)算出会社(16年度:37社、17・18年度:36社)の合計額。

※ 対前年度増減率は、前年度算出会社に対する割合。

損害保険会社の平成18年度決算（速報）の概要

（単位：億円、％）

	16年度		17年度		18年度	
	(=17年3月期)	対前年 増減率	(=18年3月期)	対前年 増減率	(=19年3月期)	対前年 増減率
正味収入保険料	76,164	▲ 0.1	77,066	1.2	77,735	0.9
正味支払保険金	44,682	15.9	43,100	▲ 3.5	44,352	2.9
保険引受利益	▲ 683	▲ 127.3	144	—	▲ 1,183	▲ 916.5
資産運用粗利益	5,357	9.6	5,345	▲ 0.2	5,996	12.2
経常利益	4,041	▲ 39.3	4,793	18.6	4,042	▲ 15.7
当期利益	2,497	▲ 23.5	2,969	18.9	2,274	▲ 23.4
総資産	329,949	1.5	370,789	12.4	377,796	1.9
有価証券含み損益	52,719	3.8	90,132	71.0	94,506	4.9

注1) 16年度は49社ベース、17年度・18年度は48社ベース。

注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

生命保険会社一覧表

(平成19年6月30日現在 39社)

国内社35社

		会社名
(13社)	相互会社 6社	日本生命保険相互会社
		第一生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		大和生命保険株式会社
		外資系 (外資50%以上) (12社)
AIGエジソン生命保険株式会社		
エイアイジー・スター生命保険株式会社		
プルデンシャル生命保険株式会社		
マニライフ生命保険株式会社		
ハートフォード生命保険株式会社		
アイエヌジー生命保険株式会社		
アクサ生命保険株式会社		
マスマチュアル生命保険株式会社		
ウインタートウル・スイス生命保険株式会社		
ピーシーエー生命保険株式会社		
クレディ・アグリコル生命保険株式会社		
損保系子会社 (損保50%以上) (10社)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	
	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	
	三井住友海上きらめき生命保険株式会社	
	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社	
	あいおい生命保険株式会社	
	日本興亜生命保険株式会社	
	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社	
	富士生命保険株式会社	
	共栄火災しんらい生命保険株式会社	
	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社	

外社 4社

支店形態 (4社)	アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロラド
	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー
	チュールピ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	カーディフ・アシュアランス・ヴィ

(参考)保険持株会社 3社

アクサジャパンホールディング株式会社(アクサ生命、アクサ損保)
株式会社T&Dホールディングス(太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命)
ソニーフィナンシャルホールディング株式会社(ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行)

損害保険会社一覧表

(平成19年6月末現在 48社)

国内社 26社

会 社 名	
(17社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおい損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	ニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社	
日立キャピタル損害保険株式会社	
そんぽ24損害保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (4社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上) (2社)	スミセイ損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (3社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	大成再保険株式会社
保険持株会社	株式会社ミレアホールディングス

外国損害保険会社一覧表

(平成19年6月末現在)

外社(支店形態) 22社

国 籍	会 社 名
ア メ リ カ (7社)	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション
	ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・インク
イ ギ リ ス (3社)	イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
フ ラ ン ス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
ス イ ス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー
	スイス・リインシュアランス・カンパニー
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
バ ミ ュ ー ダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
ド イ ツ (2社)	ゲーリング・コンツェルン・アルゲマイネ・フェアジツヒヤルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト
	ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト
オ ラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

生命保険会社の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	38社	36社	35社	34社	34社	35社
+ 免許 ▲ 廃止	+三井住友海上シティ (14年9月) ※合併 +大和(14年4月) ▲大和 ▲あざみ +GEエジソン (14年10月) ▲セゾン ▲GEエジソン	※合併 +東海日動あんしん (15年10月) ▲東海あんしん ▲日動 +明治安田 (16年1月) ▲明治 ▲安田	※合併 +プルデンシャル (17年2月) ▲プルデンシャル ▲あおば	※合併 +アクサ (17年10月) ▲アクサ ▲アクサグループライフ		+クレディ・アグリコル (19年6月)
外社 (法第185条免許)	4社	4社	4社	4社	4社	4社
+ 免許 ▲ 廃止						
合計	42社	40社	39社	38社	38社	39社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年6月末
国内社 (法第3条免許)	30社	29社	28社	26社	26社	26社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(14年4月) + 安田火災 ▲ 安田火災 ▲ 第一ライフ損害 + 日本興亜損害 ▲ 日本興亜損害 ▲ 太陽火災 ※合併(14年7月) + 損保ジャパン ▲ 安田火災 ▲ 日産火災 + 大成再保険 (14年10月) ※合併(14年12月) + 損保ジャパン ▲ 損保ジャパン ▲ 大成火災	▲三井ライフ損害 (15年11月)	※合併(16年10月) + 東京海上日動火災 ▲ 東京海上火災 ▲ 日動火災	※合併(17年4月) + 明治安田損害保険 ▲ 明治損害保険 ▲ 安田ライフ損害保険 ※合併(17年7月) + 損保ジャパン ▲ 損保ジャパン ▲ 損保ジャパンFG		
外社 (法第185条免許)	24社	24社	21社	22社	22社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲ガン(14年7月) ▲リハティ(15年3月)	▲ウインタートウルスイス (15年10月) + RGA(15年11月) + スイス再保 (15年12月) ▲トラペラーズ (16年3月)	▲QBE(16年4月) ▲ランバーマンズ(16年7月) + アトラディウス(16年12月) ▲ザ・ロンドン・アッシュアランス (17年2月) ▲ロイヤル・アンド・サンアラ イアランス(17年2月)	+ GEモーゲージ(17年8月)	▲マラヤン(18年9月) + ファイナンシャル・セキュリティ・アシュア ランス・インク(18年11月)	
	54社	53社	49社	48社	48社	48社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

少額短期保険業者向けの監督指針 (保険会社向けの総合的な監督指針【別冊】)

I. 基本的考え方

○少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。

○本監督指針は、少額短期保険業者の監督行政をどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置付け、体系的に整備している。本指針に記載がない項目については、保険会社向けの総合的な監督指針を参照しつつ対応。

○少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、監督上の評価項目の全てを一律に求めることなく、特に体制面の着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することが必要(機械的・画一的な運用に陥らないように配慮。)

II. 監督上の評価項目

○ 経営管理（ガバナンス）

少額短期保険業者の経営管理の有効性を検証

・少額短期保険業者の特性・規模に応じて、経営管理機能が発揮されているか、各種ヒアリング等により検証

・特定保険業者(※)が保険事業部分の子会社化して設立する場合も想定されるため、主要株主や持株会社等の関与状況にも留意

○ 財務の健全性

少額短期保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

・少額短期保険業者に対して、保険会社と同様に、責任準備金等の適切な積立、通常の予測を超えて発生するリスクに対する対応力を示す基準であるソルベンシー・マージン比率に基づく措置、再保険に関するリスク管理態勢の整備等を規定

＜少額短期保険業者独自の着眼点＞

・保険料及び責任準備金の積立等について、事後チェックの確認方法を記載
・保険業の継続可能性について、短期商品に配慮した事業継続の確認ポイントを設定
・預金・国債等安全資産に限定した運用が求められる点を踏まえた資産運用リスク管理態勢の整備

○ 業務の適切性

少額短期保険業者のコンプライアンス態勢等を検証

・保険会社の募集人等と同様、保険業法に基づく適切な保険募集態勢の確立が求められることから、保険契約の募集及び締結時に係る着眼点を規定

＜少額短期保険募集人独自の着眼点＞

①連鎖販売取引(いわゆるマルチ販売)による不適切な募集行為の防止
②保険金限度額内での募集のための適切な措置

＜業務運営に関する少額短期保険業者独自の着眼点＞

①自動更新契約の保険料等の見直しを書面で説明
②セーフティネットがないことを書面で説明
③保険金限度額等を書面で説明
④契約者から以上の説明を了した旨の署名、押印を得るための措置

III. 事務処理上の留意点

○登録等の監督事務は原則として財務局となるため、財務局への内部委任事項を記載したほか、以下のような少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点を記載

・無登録等で保険業を行っている者への対応

・少額短期保険業の登録事務

①登録に際しての具体的な手続き、審査に当たっての着眼点(組織・体制・人員構成等)

②少額短期保険業者登録簿の取扱い等(公衆の縦覧に供する)

・少額短期保険募集人の登録事務

・少額短期保険業を開始する前の供託金等の確認方法

・オフサイトモニタリングの主な留意点(定期的なヒアリング等の実施)

IV. 商品審査

少額短期保険業者から保険商品の創設もしくは既存商品の改定に係る届出が行われた場合の審査にあたっての着眼点を記載

・商品名称等が保険契約者に誤解されるおそれがないか

・普通保険約款の記載事項の明確性・平易性

・保障開始日の明確化

・保険契約の無効事由等の明確化

・免責事由の公平性、合理性

・支払い、請求手続き等の適切性

・保険計理人の意見書に係る留意点

V. 経過措置期間の留意点

特定保険業者(※)についての留意点を記載

①特定保険業者の届出

②特定保険業者に対する保険募集規制・業務モニタリング

③特定保険業者に対する監督対応

④特定保険業者からの保険契約の移転

⑤引受限度額を超える保険の引受け

(※)特定保険業とは、平成18年4月1日に現に特定の者を相手に保険の引受けを行っている者をいう。

「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」の概要

ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム取りまとめ(平成 19 年 4 月 3 日)

見直しの趣旨

ソルベンシー・マージン比率

保険会社が通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力(マージン)を有しているかを示す指標。平成 8 年に導入。平成 11 年以降早期是正措置の発動基準。

検討の趣旨

- ① 現在の金融市場実勢と乖離したものとなっていないか。
- ② 保険会社のリスク管理の高度化等を図る観点から、更に改善を図る必要がないか。
- ③ 近年の保険会社実務の実態を踏まえる。
- ④ IAIS(保険監督者国際機構)などで議論されている保険負債の経済価値ベースでの評価¹をめぐる動向も見極める。

検討の経緯

比率の導入以降、総括的な議論を行う初めての機会。比率の算出方法のみならず、ソルベンシー²評価のあり方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者に対する周知のあり方なども含めて、包括的、網羅的に議論が行われた。

1 総論

○ ソルベンシー・マージン比率の意義付け

保険会社 リスク計測・管理手法の高度化、特にALMの実施へのインセンティブを与え、経営陣の意識改革を促す。

消費者 理解向上のための取組みとして、保険会社のディスクロージャー等を通して比率の数値そのものの意味の周知を図る。

○ 信頼性の向上

- ・ 今般の見直しにおいて、金融市場実勢の反映や信頼水準の向上により、200%(早期是正措置のトリガー)の信頼性を向上させる。

○ ソルベンシー評価の方向性

¹ 経済価値ベースの評価とは、市場価値と整合的な資産・負債の将来キャッシュフローの評価。

² 保険金等の支払能力

- ・ 経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理するソルベンシー評価を目指す。

2 具体的見直しの実施に向けての考え方

経済価値ベースの評価手法が導入されるまでの間は、現在の評価手法を改善しつつ運用。

○ 具体的見直しの考え方

- ・ 直近の市場実勢を反映するため、リスク係数の算出根拠となるデータを直近の状況を踏まえ置き換える。また、単にデータの洗替えを行うだけでなく、その数値の算出方法が一般に説明でき、納得が得られる必要がある。
- ・ ソルベンシー・マージン比率の信頼性の向上のため、リスク係数の信頼水準の引き上げを検討していく必要がある。段階的な取組みの一步として、例えば95%程度に向上³させることが適当。

(具体的見直し)

○ リスク

予定利率リスク 最新のデータに基づいた現行のリスク係数の見直しなど。

価格変動等リスク 信頼水準及び計測期間を再検討した上で最新のデータに基づき検証。

分散投資効果 各社の資産構成割合を基に計算する方法を検討。

○ マージン(支払余力)

繰延税金資産・税効果相当額・将来利益 一定の適正化に向けて検討が必要。

3 経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するための取組み

平成22年(2010年)⁴を見据えて不断の作業を進める。

(具体的取組み)

○ 経済価値ベースでの負債評価に向けた取組み

- ・ 責任準備金の最良推計(ベストエスティメイト)のための作業への着手

○ 標準的リスク計測手法の高度化への取組み

- ・ 各社のALMを反映した金利リスク等の測定に関する標準手法の開発を目指す

³ 価格変動等リスクについては、現在90%の信頼水準。

⁴ 欧州において経済価値ベースのソルベンシー評価実現のための節目の年となると見込まれている。

資料 11-7-2

ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームメンバー

《座長》

米山 高生 一橋大学大学院 商学研究科教授

《メンバー》

猪野 力弥 ミリマン インク コンサルタント

植村 信保 株式会社格付投資情報センター(R&I) 格付本部チーフアナリスト

恩蔵 三穂 高千穂大学 商学部助教授

儀賀 信利 太陽生命保険株式会社 保険計理人兼総合リスク管理部部長

澤口 雅昭 あらた監査法人 代表社員

庄子 浩 第一生命保険相互会社 主計部次長兼主計課長

住谷 貢 アクサ生命保険株式会社 ヘッド オブ アクチュアリアル - リスク・収益管理

田口 茂 東京海上日動火災保険株式会社 経理部収益管理グループ課長

竹下 さくら なごみFP事務所 共同代表

中林 真理子 明治大学 商学部助教授

深尾 光洋 慶應義塾大学 商学部教授

藤倉 正明 共栄火災海上保険株式会社 保険計理人兼コンプライアンス・リスク統括部リスク管理室長

御子神 弘久 チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー チーフ・リスク・オフィサー兼保険計理人

森平 爽一郎 早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授

森本 祐司 キャピタスコンサルティング株式会社 代表取締役

(敬称略・五十音順)

《オブザーバー》

財務省大臣官房信用機構課

日本郵政株式会社

金融庁金融研究研修センター研究官

《事務局》

金融庁監督局保険課